

# 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の公募（パブリックコメント）の結果について

## 1. 概要

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案」について、以下のとおり意見の公募（パブリックコメント）を行いました。

- (1) 意見募集期間 平成26年4月7日（月）から平成26年5月7日（水）
- (2) 告知方法 環境省ホームページ、電子政府窓口、報道発表
- (3) 意見提出方法 電子メール、FAX、郵送

## 2. 意見募集の結果

- (1) 意見提出者 2名（属性：事業者及び団体）
- (2) 意見数 6件

## 3. お寄せいただいた意見の内訳

その他（本政令案に関する意見・質問以外の意見・質問）

- ・「特定工事の届出」に係る意見・質問 1件
- ・「事前調査」に係る意見・質問 4件
- ・「調査結果の掲示」に係る意見・質問 1件

## 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案に対する御意見と対応の考え方

	御意見の概要	対応の考え方
その他		
1	調査・報告書を作成する解体等工事の対象を明確にしてほしい。	本件については、本政令案に係る御意見ではございませんが、改正後の大気汚染防止法第18条の17第1項において、「建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事(当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。)」を解体等工事と定めています。
2	改修工事の場合、作業に該当する部位のみの調査で良いか。	本件については、本政令案に係る御意見ではございませんが、解体等工事に該当する場合には、改正後の大気汚染防止法第18条の17第1項の規定に基づき、その工事の範囲において、解体等工事が特定工事に該当するか否かについての調査を実施していただくこととしています。
3	工事規模関係なく調査を実施するのか	本件については、本政令案に係る御意見ではございませんが、解体等工事に含まれないものは、特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるもののみであり、規模に関係なく調査を実施していただくこととしています。
4	調査結果の掲示について 施主より、掲示する事を拒否されるといった事があった場合どうなるのでしょうか	本件については、本政令案に係る御意見ではございませんが、改正後の法第18条の17第4項の規定により、「調査を行った者は、…当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。」と規定されています。 これは周辺住民への周知を図る観点から、調査の結果を開示することが適切と考えたためであり、解体等工事の受注者は調査の結果を掲示する義務が課されていることを当該解体等工事の発注者に説明することが考えられます。
5	今回発注者に一定の責任を担う事を改正した部分に関しては評価出来るものがある。 委任状という制度での届け出も認めず発注者のみが届け出可として欲しい。 発注者の責任感向上の為に更なる厳しい改正も視野にいれるべきではないか。	本件については、本政令案に係る御意見ではございませんが、今後の参考にさせていただきます。
6	事前調査してもその中身の濃さの問題は残る。 みなし判断で含有建材でなくとも含有建材として扱うという傾向もありますがこれも問題なのかも知れない。	本件については、本政令案に係る御意見ではございませんが、今後の参考にさせていただきます。